

株 主 各 位

証券コード 3109

平成28年6月7日

大阪府中央区備後町三丁目2番6号

シキボウ株式会社

取締役社長 **能 條 武 夫**

第203期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本年4月の「平成28年熊本地震」により、被災されました株主の皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、当社第203期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 大阪市中央区備後町三丁目2番6号 敷島ビル7階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第203期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第203期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |

第3号議案	監査等委員である取締役以外の取締役5名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案	監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額設定の件
第6号議案	監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第7号議案	役員向け株式報酬制度の導入に関する件

以 上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参いただきますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shikibo.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### I. 企業集団の現況

#### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用状況に改善がみられ、景気は緩やかな回復基調となりました。しかしながら中国をはじめとする新興国経済の成長減速や原油価格の下落を要因として、2016年の初めから金融市場は急速に円高・株安の方向に進んでおり、景況感や企業業績への懸念が出てきております。また個人消費では、所得環境の改善が進むものの、可処分所得の実質的な落ち込みにより消費支出は抑制される状況にあり、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような経営環境のもと、当社グループは本年を初年度とする中期経営計画「Challenge to the Growth NEXT stage 2015-2017 (通称CG NEXT 15-17)」をスタートさせ、基本戦略に掲げております「新中核事業の発展的拡大」、「海外オペレーションの拡張と販売の伸長」、「基盤事業の選択と集中による収益向上・業容拡大」に取り組んでおります。

一つ目の「新中核事業の発展的拡大」では、成長の重点事業に位置付けております「化成品事業」「複合材料事業」において、積極的な設備投資と研究開発を行い事業拡張に向けた活動を進めてまいりました。化成品事業では、食品分野においては提携会社との間で継続的な取り組みを行っており、米国向けに輸出を開始するなどの活動成果がありました。また化学品分野のガラス繊維集束剤は、中国市場の需要拡大に対応するべく生産設備の増設に着手しており、2016年度からの増産体制が整う状況にあります。複合材料事業では、航空機用部品の受託生産が徐々に進展する状況にあり、新規受託案件として、三菱国産ジェット旅客機「MR J」向けの複合材料部品の加工業務を開始いたしました。また航空機関連の新たな受託事業として、2014年に長野出張所を開設し、航空機エンジン用金属部品の生産を開始するなどの進展がありました。

二つ目の「海外オペレーションの拡張と販売の伸長」では、繊維事業を中心に新たな生産基盤の整備が進む状況にあります。製造コストの上昇で採算が悪化いたしました縫製品の中国事業は、現地法人会社での生産を縮小し、ベトナム協力会社への生産移管を進めた結果、収益面での改善効果が現れてまいりました。販売面では、拡販を期待している中国・東南アジア市場では、景気減速の影響を受けたことにより販売が停滞いたしました。中東市場の民族衣装生地販売では日本製のブランド力を活かした販売展開が奏功しており、大きく収益に寄与する状況となりました。

三つ目の「基盤事業の選択と集中による収益向上・業容拡大」では、赤字・不採算となっている繊維事業の構造改革に全力で取り組みました結果、採算改善の成果が出てきております。また「繊維」「産業材」「不動産・サービス」の各事業分野において、当社の“稼ぐ力”となる他社には真似の出来ない独自の機能や技術力を活かした商品づくりを追求すると共に、顧客ニーズに沿った商品提案やサービスの向上に取り組んでおり、基盤事業の市場環境が大きく変化する状況下、“環境変化への素早い対応力”を常に意識した活動を行い収益向上と業容拡大に努めております。

これらの取り組みの結果、繊維事業の構造改革を進めたことにより、売上高は前年度を下回ることになりましたが、収益面では構造改革効果が大きく発現したことにより大幅な増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高456億76百万円（前期比3.5%減）、営業利益30億77百万円（同25.3%増）、経常利益25億11百万円（同30.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は12億96百万円（同21.7%増）となりました。

セグメントの概況は次のとおりです。

#### **【繊維事業】**

原糸販売分野は、下期に入り国内産地に動きが出始め、差別化糸などの販売が伸びましたが、春夏物の需要期に伸びがみられず通年では減収となりました。利益においては、国内外工場のコストダウンと生産性向上の取り組み効果により改善が進みました。

テキスタイル分野は、ユニフォーム、シャツの需要先で販売が減少し

在庫調整となったことから減収となりましたが、中東向け輸出が好調を維持したことで、織物・加工工場の稼働は高水準で推移しており、燃料コストの低下なども寄与し利益貢献いたしました。

製品分野は、一部客先の苦戦もあり減収となりましたが、コストが高騰した中国事業の再構築やベトナム生産移管が順調に進み利益改善いたしました。

以上の結果、繊維事業全体としての売上高は286億62百万円（前期比6.9%減）となりましたが、営業利益は去年の赤字から大幅に改善し4億86百万円の営業利益（前年は1億73百万円の営業損失）となりました。

### 【産業材事業】

産業資材分野では、製紙用ドライヤーカンバスは、洋紙需要の低迷により国内製紙会社の生産活動に改善がみられず、カンバス需要は低調に推移いたしました。フィルタークロスは、需要先である国内製造業各社の生産状況に改善は見受けられず、既存顧客におけるクロス需要は依然低レベルで推移いたしました。官需では大口物件の出荷が集中し、輸出物件の販売も拡大したことから増収となりました。

機能材料分野では、化成品事業は化学品の輸出が堅調に推移し、その他の多糖類の受注も伸長したことから増収となりました。複合材料事業は、電力分野向けのFRP部材はほぼ前年度並みとなりましたが、その他の用途が堅調に推移し、全体としては増収となりました。

以上の結果、産業材事業全体としての売上高は114億64百万円（前期比2.5%増）、営業利益9億27百万円（同10.0%減）となりました。

### 【不動産・サービス事業】

不動産賃貸事業は堅調に推移いたしました。リネン事業は外国人を中心とした観光客の増加により順調に推移いたしました。

以上の結果、不動産・サービス事業全体としての売上高は60億71百万円（前期比3.2%増）、営業利益は19億56百万円（同5.6%増）となりました。

## 2. 資金調達状況

当期は、長期借入により44億50百万円、社債発行により12億円の調達を行う一方、53億65百万円の長期借入金返済、10億80百万円の社債償還を行いました。また、運転資金の短期借入金は6億69百万円減少いたしました。

この結果、当社グループの当期末現在における有利子負債残高は、268億40百万円（前期末比14億67百万円減）となりました。

## 3. 設備投資状況

当期において実施いたしました設備投資の主なものは、新中核事業である複合材料事業の製造設備の新規導入、不動産・サービス事業のリネン工場移転と設備増強、繊維・産業材事業における品質向上と省エネ対策を中心とした製造設備の更新であります。

## 4. 対処すべき課題

今後の国内経済の状況は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、政府による経済政策効果の期待もあり、緩やかな回復が続くと見込まれますが、海外経済の先行き不安、原油価格の下落の影響、不安定な金融市場の動向など、我が国の景気を下押しする懸念要因が数多くあり、不透明な状況で推移するものと思われま

す。このような事業環境の下、当社グループでは、昨年4月より新たにスタートいたしました中期経営計画「CG NEXT 15-17」の取り組みを着実に進めることで、業績と企業価値の向上を目指してまいります。

繊維事業では、原糸販売分野は、国内市況の低迷が続く厳しい環境にあるなかで、当社独自の機能糸の開発に注力しております。昨年は、ギリシャ綿の柔らかさと嵩高性を追求した四層構造糸「オリンピックコットン」、毛玉になりにくい抗ピリング糸「ドラゴンツイスト」などの特殊糸を開発しており、需要家に対して付加価値のある提案を行い販売拡大につなげます。ベトナムでの紡績は、協力工場への技術指導により精紡交撚糸「デュアルアクション®」や新商材の綿アクリル混紡糸「ウインターコットン」など特殊糸の生産も開始したことから、T P P発効により拡大が期待されている対米向け縫製品に対する原糸供給、また米国市場への直接販売で事業拡大に取り組みます。テキスタイル分野は、民族

衣装生地の輸出が好調に推移している中東市場では、日本製品に対する高いブランド力を活かして、装飾用の飾り糸、寝装品、インナーなどに商材の範囲を広げて販売拡大に努めます。国内市場では、ユニフォーム、シャツ地を中心に、クールビズに対応した素材や、防汚・抗菌・消臭・速乾性などの機能加工に注力し販売拡大を図ります。ユニフォームはクールビズに対応した差別化生地「アゼック®」が好調であります。これまでの織物生地だけではなく、伸縮性が良く動作性に優れるニット素材のユニフォーム商材「エスクード®」などを投入し、新たな需要獲得に努めます。シャツ地販売は定番品の価格競争が激化するなか、当社は綿100%素材で高い形態安定機能を有する新素材「ノンプレス®」を開発するなど特徴のある商品群で差別化を図ります。またレディース分野は女性の社会進出が加速するなかでシャツなどの需要が拡大しており、当社は女性のニーズに対応した商品開発を進めます。これまでも透け防止やUVカットなどの機能加工を開発してまいりましたが、新たに化粧汚れ対策の防汚加工「コスメリリース®」などを開発しており、これらの機能性を前面に打ち出したプロモーションで市場開拓に努めます。本年4月から当社が注力しております機能加工においては、天然の植物由来成分を活用した抗菌消臭・柔軟・撥水などの加工開発を進めており、化学物質を使わない、人や環境に優しい機能加工の開発で消費者の多様なニーズにお応えしてまいります。製品分野は、中国縫製工場の生産コスト上昇と為替の影響を受け収益が悪化しておりましたが、中国生産の縮小とベトナム協力工場への生産移管を進めたことで採算の改善が図れました。しかしながら、国内の衣料品需要は減少傾向が続いており、市場競争も激しい状況にあることから、当社は、独自の差別化商材の提案による顧客訴求力の向上、また低コストの実現に向けて新たな海外縫製先の確立を図ることで販売拡大に努めます。海外事業では生産面において構造改革の成果が現れておりますが、販売面ではタイやインドネシアの生産子会社の現地需要が低迷し伸び悩みとなっていることから、再度、現地ニーズに応じた商品開発や機能加工の導入により市場開拓に取り組んでまいります。

産業材事業は、産業資材分野のドライヤーカンバス事業では、国内市場の縮小が続くなかでトップメーカーのシェア維持が大きな課題です。

顧客に密着したサービス活動と商品開発をより一層進めることで信頼関係のさらなる充実に努めます。海外では中国市場の成長が頭打ちとなるなかで新たな地域での拡販を進めております。従来より活動しております東南アジア市場の販売強化に加えて、新たに活動を開始しました欧州や中東市場では協力関係にある同業者の海外拠点や代理店網を活用し販売拡大に努めます。フィルター事業は、湿式クロスで国内トップメーカーであり、国内企業の製造活動低下の影響を受けています。しかしながら未開拓のユーザーも数多くあり、今後の拡販が見込めることから新たに織機を導入し増産体制に向けた準備を進めております。新規ユーザーの開拓による拡販効果と新織機導入による生産効率向上を含めたコスト削減の活動により、収益の拡大を図ってまいります。成長の重点事業に位置づけます機能材料分野の複合材料事業は、受託案件の拡大が遅れておりました航空機用部材において、三菱国産ジェット旅客機「MRJ」用機体部品の受託加工を始め、新たなアイテムの生産を開始しており、安定生産に向けた品質保証体制の確立、航空宇宙産業の特殊工程を含む部品生産に要求される国際認証制度「Nadcap」の取得に向けた活動を行います。長野出張所における航空機エンジン部品生産事業は現事業の金属部品製造に加えて、複合材部品の成形を含む新たなエンジン部品の生産を予定しており、2017年の量産開始に向けて製造設備の導入に着手いたしました。もう一つの成長の重点事業である化成品事業は、食品分野の提携会社との継続的な取り組みにより、昨年は米国市場において同社が当社商品「タマリンドシードガム」の販売許認可を得たことで輸出が始まるなど新たな進展がありました。同社とはこれまで以上に連携関係を深めた活動を推進することで事業の成長を図ってまいります。

不動産・サービス事業は安定的な収益を見込む分野です。不動産賃貸、物流、リネンサプライ、ゴルフ場事業等、それぞれの事業分野において、収益基盤の維持に努めることが活動の主体となりますが、新たな市場や顧客の獲得を見込める分野では、積極的な投資を行い事業の拡大に向けた取り組みを進めてまいります。

## 5. 財産および損益の状況の推移

| 区 分           |                          | 第200期<br>(平成24年4月1日から<br>平成25年3月31日まで) | 第201期<br>(平成25年4月1日から<br>平成26年3月31日まで) | 第202期<br>(平成26年4月1日から<br>平成27年3月31日まで) | 第203期(当期)<br>(平成27年4月1日から<br>平成28年3月31日まで) |
|---------------|--------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------|
| 営業<br>成績      | 売上高(百万円)                 | 42,798                                 | 46,376                                 | 47,320                                 | 45,676                                     |
|               | 経常利益(百万円)                | 1,812                                  | 1,935                                  | 1,924                                  | 2,511                                      |
|               | 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(百万円) | 821                                    | 1,197                                  | 1,065                                  | 1,296                                      |
|               | 1株当たり当期純利益(円)            | 6.93                                   | 10.15                                  | 9.03                                   | 11.17                                      |
| 財産<br>の<br>状況 | 純資産(百万円)                 | 28,984                                 | 30,308                                 | 31,765                                 | 32,571                                     |
|               | 1株当たり純資産額(円)             | 236.17                                 | 247.00                                 | 258.65                                 | 270.28                                     |
|               | 総資産(百万円)                 | 87,677                                 | 92,580                                 | 90,938                                 | 89,029                                     |

## 6. 重要な子会社の状況(平成28年3月31日現在)

### (1) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                            | 資 本 金      | 議決権比率   | 主 要 な 事 業 内 容                                |
|----------------------------------|------------|---------|----------------------------------------------|
| 新内外綿株式会社                         | 731百万円     | 52.32%  | 各種繊維製品の加工および販売                               |
| 敷島カンバス株式会社                       | 290百万円     | 100.00% | 製紙用ドライヤーカンバスおよび<br>フィルタークロス等の販売              |
| 株式会社シキボウサービス                     | 90百万円      | 100.00% | 不動産の管理、石油製品の販売、<br>損害保険代理業、生命保険の募集<br>に関する業務 |
| 株式会社マーメイドスポーツ                    | 100百万円     | 100.00% | ゴルフ場の経営                                      |
| シキボウリネン株式会社                      | 40百万円      | 100.00% | リネンサプライおよびホームクリ<br>ーニング                      |
| 丸ホームテキスタイル株式会社                   | 60百万円      | 100.00% | 各種織物、繊維資材、衣料品、寝<br>具類および寝装品の製造・販売            |
| 株式会社マーメイドアパレル                    | 100百万円     | 100.00% | 繊維製品の企画・製造・販売                                |
| 株式会社マーメイドテキスタイル<br>インダストリーインドネシア | 40,560千米ドル | 98.03%  | 各種繊維製品の製造・販売                                 |

### (2) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## 7. 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

| 事業区分                          | 主要な品目またはサービス                                                    |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 繊維事業                          | 紡績糸、加工糸、ミシン糸、織物生地、織物製品、ニット生地、ニット製品、寝装生地、寝装製品、家庭雑貨用品、受託整理加工、縫製加工 |
| 産業材事業<br>(産業資材分野)<br>(機能材料分野) | 製紙用ドライヤーカンバス、フィルタークロス<br>工業用糊剤、食品添加物、電気絶縁材料その他の複合材料、産業用機械、陶磁器   |
| 不動産・サービス事業                    | 不動産の賃貸、管理および販売、リネンサプライ、倉庫業、配送業、ゴルフ場、保険代理店業                      |

## 8. 主要な営業所および工場（平成28年3月31日現在）

### (1) 当 社

|          |                                                                       |
|----------|-----------------------------------------------------------------------|
| 本 社      | 大阪市中央区備後町三丁目2番6号                                                      |
| 支 社      | 東京支社（東京都中央区）                                                          |
| 研 究 所    | 中央研究所（滋賀県東近江市）                                                        |
| 工場および事業所 | 富山工場（富山県富山市）、鈴鹿工場（三重県鈴鹿市）、八日市工場（滋賀県東近江市）、八幡工場（滋賀県近江八幡市）、尾道事業所（広島県尾道市） |

## (2) 子会社等

|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>繊維事業</p> <p>(国 内)</p> <p>(海 外)</p>  | <p>株式会社マーメイドソーイング秋田（秋田県大仙市）、株式会社シキボウ江南（愛知県江南市）、株式会社ナイガイテキスタイル（岐阜県海津市）、新内外綿株式会社、株式会社マーメイドアパレル、丸ホームテキスタイル株式会社（以上、大阪市中央区）</p> <p>上海敷紡服飾有限公司、上海敷島家用紡織有限公司、湖州敷島紡織品有限公司、敷紡貿易（上海）有限公司、敷紡（香港）有限公司（以上、中国）、タイシキボウ株式会社、ジェイ.ピー.ボスコ株式会社（以上、タイ）、株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア（インドネシア）</p> |
| <p>産業材事業</p> <p>(国 内)</p> <p>(海 外)</p> | <p>東洋空気調和株式会社（東京都新宿区）、小田陶器株式会社（岐阜県瑞浪市）、敷島カンバス株式会社（大阪市中央区）、株式会社シキボウ堺（堺市西区）、株式会社大和機械製作所（広島県尾道市）</p> <p>敷島工業織物（無錫）有限公司（中国）</p>                                                                                                                                                |
| <p>不動産・サービス事業</p>                      | <p>株式会社シキボウ物流システム（千葉県柏市）、株式会社マーメイド広海（静岡県浜松市）、シキボウ物流センター株式会社（岐阜県海津市）、株式会社シキボウサービス（大阪市中央区）、Jリネンサービス株式会社（大阪府泉佐野市）、シキボウリネン株式会社（和歌山県西牟婁郡）、株式会社マーメイドスポーツ（広島県福山市）</p>                                                                                                             |

## 9. 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|---------|-------------|
| 2,759名  | 32名減        |

## 10. 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

| 借 入 先                     | 借 入 金 残 高（百万円） |
|---------------------------|----------------|
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行         | 5,700          |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 3,657          |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 2,880          |

## 11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## II. 会社の現況

### 1. 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 350,000,000株
- (2) 発行済株式総数 121,108,290株(うち自己株式5,464,482株)

(3) 株主数 12,655名

### (4) 大株主（上位10位）

| 株 主 名                                   | 持 株 数(千株) | 持 株 比 率(%) |
|-----------------------------------------|-----------|------------|
| シキボウ従業員持株会                              | 3,682     | 3.18       |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）               | 3,430     | 2.97       |
| CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 3,258     | 2.82       |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                 | 3,120     | 2.70       |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                       | 2,562     | 2.22       |
| シキボウ取引先持株会                              | 2,559     | 2.21       |
| 株 式 会 社 鴻 池 組                           | 2,472     | 2.14       |
| 東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社             | 2,445     | 2.11       |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）              | 2,208     | 1.91       |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）              | 1,330     | 1.15       |

(注) 1. 当社は、自己株式を5,464,482株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 3. 会社役員の状況

### (1) 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏名      | 担当および重要な兼職の状況                                            |
|-----------|---------|----------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 能 條 武 夫 |                                                          |
| 取 締 役     | 邨 上 義 一 | 経営管理部管掌、機能材料部門長、同部門総括部長                                  |
| 取 締 役     | 瀬 島 雄 二 | 繊維部門長、戦略素材企画推進室長、タイシキボウ(株)取締役                            |
| 取 締 役     | 塚 本 正 之 | 産業資材部門長、同部門総括部長                                          |
| 取 締 役     | 南 方 理 宏 | グローバル事業推進室長、東京支社長                                        |
| 取 締 役     | 大 森 良 行 | 中央研究所担当、機能材料部門複合材料部長                                     |
| 取 締 役     | 清 原 幹 夫 | 総務部担当、経営管理部長                                             |
| 取 締 役     | 佐 藤 嘉 彦 | 中外炉工業(株) 相談役                                             |
| 常 勤 監 査 役 | 池 永 雅 幸 |                                                          |
| 監 査 役     | 畑 守 人   | 竹林・畑・中川・福島法律事務所 弁護士、パイン(株)監査役、ビンズ(株)監査役、学校法人兵庫医科大学理事、評議員 |
| 監 査 役     | 高 橋 邦 夫 | (株)日本エスコン監査役                                             |

- (注) 1. 取締役佐藤嘉彦氏は、社外取締役であります。  
2. 当社は、取締役佐藤嘉彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
3. 常勤監査役池永雅幸氏は、当社の経理部門で長年の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 監査役畑 守人および高橋邦夫の両氏は、社外監査役であります。  
5. 当社は、監査役畑 守人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
6. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役として、竹林竜太郎氏を選任しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その損害賠償の限度額を法令の定める額に限定する契約を締結しております。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

取締役 82,786千円 ( 8名)

監査役 22,476千円 ( 3名)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、平成2年6月28日開催の第177期定時株主総会において月額3,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
3. 監査役の報酬限度額は、昭和63年6月29日開催の第175期定時株主総会において月額450万円以内と決議いただいております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 社外取締役 佐藤嘉彦

ア. 他の法人等の業務執行者、社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

当社と中外炉工業株式会社との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役就任後に開催された取締役会15回全てに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、会社経営からの視点にて意見を述べております。

② 社外監査役 畑 守人

ア. 他の法人等の業務執行者、社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

当社と竹林・畑・中川・福島法律事務所、パイン株式会社、ビズ株式会社および学校法人兵庫医科大学との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会には18回全てに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて弁護士としての専門的見地から意見を述べております。

監査役会には14回全てに出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

③ 社外監査役 高橋邦夫

ア. 他の法人等の業務執行者、社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

当社と株式会社日本エスコとの間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会には17回に出席し、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて弁護士としての専門的見地から意見を述べております。

監査役会には14回全てに出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

④ 社外役員報酬等の額

当事業年度において社外役員（3名）に支払った報酬の総額は11,700千円であります。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

|                                      | 支 払 額 |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 42百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 61百万円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人である東陽監査法人から受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当社の重要な子会社の株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア他8社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人等（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システムの基本方針」を次のとおり定めております。

#### 1. 当社および当社の子会社の取締役・執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社および当社の子会社からなる企業集団（以下「シキボウグループ」という。）は、法令遵守と企業倫理遂行の立場を明確にするため、行動規範および行動基準を定め、これを「シキボウグループコンプライアンスマニュアル」として策定し、周知する。
- (2) 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、取締役社長を委員長とし全取締役およびシキボウグループ子会社各社の代表取締役を委員とする「シキボウグループコンプライアンス委員会」を設置し、行動規範および行動基準の管理および改訂を行う。
- (3) 当社は、企業統治機能の強化を図るための組織として、取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、内部統制システムの一層の強化を図る。
- (4) 当社は内部通報制度を設け、違法行為等が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、内部通報窓口に直ちに通報するものとする社内規程を定める。
- (5) シキボウグループにおける内部統制の強化を図るため、(3) で取り決めた内部統制システムおよび(4) で取り決めた内部通報制度の対象範囲をシキボウグループ全体とする。
- (6) シキボウグループとしての財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 法令および社内規程に定める文書保存期間に従い、適切に文書等の保存および管理を行う。
- (2) 情報の管理については、営業秘密に関する社内規程や運用指針、個人情報の保護に関する社内規程等により基本的事項を定め、業務の適正円滑な遂行を図る。
- (3) 情報の適切な管理を行うため、法令および社内規程に定める開示ルールに従い、情報の適時開示に努める。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会、監査役会および経営会議により業務執行状況の把握に努める。また、管理部門各セクションによる日常的なチェックにより内部統制およびリスク管理に対するサポートを行い、企業価値を損なうリスクの発生を未然に防止するために必要な措置またはリスクを最小化するために必要な措置を講じる。
- (2) 万一事故やトラブル等の緊急事態が発生した場合は、経営トップを本部長とする対策本部を設置し、情報の収集と指揮命令系統の一元化を図り、危機管理に当たることとする。
- (3) 前(1)および(2)の損失の危険の管理の対象範囲をシキボウグループ全体とし、必要な規程、体制を構築する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 毎月1回定例の取締役会を開催し、経営の最高方針および経営に関する重要な事項を決定し、取締役の職務の執行を監督する。また、主として執行役員をもって構成される経営会議を原則として月2回開催し、重要な業務執行を審議決定する。
- (2) 経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保存等の取扱いについては社内規程を定める。さらに、取締役会で決議すべき事項およびその他の重要事項は、取締役会規則、経営会議規程および重要事項取扱規程に定め、法令および定款の定めに従った適法かつ円滑な運営を図る。
- (3) 当社はシキボウグループ子会社各社における取締役およびその使用人の職務の執行が効率的に行われるよう、原則としてシキボウグループ子会社各社において少なくとも3か月に1回以上の取締役会を開催し、経営の方針および経営に関する重要な事項を審議決定する旨の社内規程を定める。
- (4) 当社は、シキボウグループ子会社各社の、経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保存等の取扱いについて社内規程を定める。

#### 5. シキボウグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社はシキボウグループの繁栄と成長を目指し、その総合力発揮に資するため、シキボウグループ各社の管理に関する社内規程を定める。この規程に基づき、シキボウグループ子会社各社についての重要事項は、当社の取締役会への付議または報告を要することとする。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該補助使用人の取締役からの独立性に関する体制

- (1) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じてスタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行うこととする。
- (2) 補助使用人を置いた場合は、当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとする。

#### 7. 当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員および使用人が当社の監査役に報告をするための体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の取締役および執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告することとする。
- (2) 当社の使用人ならびにシキボウグループ子会社各社の取締役および使用人は、違法行為等が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、当社またはシキボウグループ子会社各社の内部通報制度に従い内部通報窓口直ちに通報するものとし、通報を受けた内部通報窓口部署は、それぞれの内部通報制度に従い、当社の監査役に対して内部通報事案についての調査・対応に関する報告を行うこととする。
- (3) 当社は、内部通報窓口へ通報を行った者および監査役または内部通報窓口へ報告を行った当社ならびにシキボウグループ子会社各社の役員に対し、当該通報・報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員および使用人に周知する。
- (4) 当社の監査役は、代表取締役と定期的に会合をもつほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、必要に応じて業務執行に関する重要な書類を閲覧し、シキボウグループの取締役・執行役員または使用人にその説明を求めることができるものとする。

- (5) 当社の監査役は、シキボウグループの取締役・執行役員および使用人から報告を受けるほか、会計監査人および内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努めるものとする。
- (6) 当社は当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度における運用状況は、基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- (1) 主な会議の開催状況として、取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席致しました。監査役会は14回開催いたしました。
- (2) 監査役は監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長社長執行役員および他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- (3) 内部監査室は内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行および子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

---

(注) 本事業報告中の金額、株式数は表示単位未満を切り捨てて、パーセンテージは表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部            |               |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>24,752</b> | <b>流動負債</b>        | <b>21,222</b> |
| 現金及び預金          | 4,975         | 支払手形及び買掛金          | 4,933         |
| 受取手形及び売掛金       | 10,702        | 短期借入金              | 11,676        |
| 有価証券            | 150           | 1年内償還予定の社債         | 1,080         |
| 商品及び製品          | 5,145         | 未払費用               | 633           |
| 仕掛品             | 1,594         | 未払法人税等             | 625           |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,077         | 未払消費税等             | 257           |
| 繰延税金資産          | 354           | 賞与引当金              | 555           |
| その他             | 781           | その他                | 1,459         |
| 貸倒引当金           | △29           | <b>固定負債</b>        | <b>35,235</b> |
| <b>固定資産</b>     | <b>64,276</b> | 社債                 | 2,970         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>60,170</b> | 長期借入金              | 11,114        |
| 建物及び構築物         | 12,622        | 繰延税金負債             | 914           |
| 機械装置及び運搬具       | 2,040         | 再評価に係る繰延税金負債       | 6,510         |
| 工具、器具及び備品       | 169           | 退職給付に係る負債          | 6,332         |
| 土地              | 43,842        | 役員退職慰労引当金          | 83            |
| リース資産           | 1,286         | 修繕引当金              | 115           |
| 建設仮勘定           | 207           | 長期預り敷金保証金          | 5,310         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>308</b>    | 長期前受収益             | 160           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,797</b>  | その他                | 1,723         |
| 投資有価証券          | 1,235         | <b>負債合計</b>        | <b>56,458</b> |
| 繰延税金資産          | 2,086         | 純資産の部              |               |
| その他             | 554           | <b>株主資本</b>        | <b>19,442</b> |
| 貸倒引当金           | △78           | 資本金                | 11,336        |
| <b>資産合計</b>     | <b>89,029</b> | 資本剰余金              | 998           |
|                 |               | 利益剰余金              | 7,696         |
|                 |               | 自己株式               | △588          |
|                 |               | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>11,813</b> |
|                 |               | その他有価証券評価差額金       | 74            |
|                 |               | 繰延ヘッジ損益            | △118          |
|                 |               | 土地再評価差額金           | 13,697        |
|                 |               | 為替換算調整勘定           | △1,039        |
|                 |               | 退職給付に係る調整累計額       | △800          |
|                 |               | <b>非支配株主持分</b>     | <b>1,314</b>  |
|                 |               | <b>純資産合計</b>       | <b>32,571</b> |
|                 |               | <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>89,029</b> |

# 連結損益計算書 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目             | 金 額 |        |
|-----------------|-----|--------|
| 売上高             |     | 45,676 |
| 売上原価            |     | 36,770 |
| 売上総利益           |     | 8,905  |
| 販売費及び一般管理費      |     | 5,828  |
| 営業利益            |     | 3,077  |
| 営業外収益           |     |        |
| 受取利息            | 7   |        |
| 受取配当金           | 20  |        |
| 持分法による投資利益      | 5   |        |
| 技術指導料           | 19  |        |
| 貸倒引当金戻入額        | 23  |        |
| 雑収入             | 113 | 190    |
| 営業外費用           |     |        |
| 支払利息            | 390 |        |
| 雑支出             | 365 | 755    |
| 経常利益            |     | 2,511  |
| 特別利益            |     |        |
| 補助金収入           | 95  |        |
| 投資有価証券売却益       | 15  |        |
| その他             | 1   | 113    |
| 特別損失            |     |        |
| たな卸資産処分損        | 54  |        |
| 固定資産圧縮損         | 81  |        |
| 固定資産除却損         | 25  |        |
| 減損              | 120 |        |
| その他             | 20  | 301    |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 2,323  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 798 |        |
| 法人税等調整額         | 140 | 939    |
| 当期純利益           |     | 1,383  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |     | 87     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 1,296  |

## 連結株主資本等変動計算書（平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで）

（単位 百万円）

|                     | 株 主 資 本 |       |       |         |        |
|---------------------|---------|-------|-------|---------|--------|
|                     | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高           | 11,336  | 998   | 6,624 | △294    | 18,664 |
| 当 期 変 動 額           |         |       |       |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当         | —       | —     | △235  | —       | △235   |
| 土地再評価差額金の取崩         | —       | —     | 11    | —       | 11     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | —       | —     | 1,296 | —       | 1,296  |
| 自 己 株 式 の 取 得       | —       | —     | —     | △293    | △293   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | —       | —     | —     | —       | —      |
| 当 期 変 動 額 合 計       | —       | —     | 1,071 | △293    | 778    |
| 当 期 末 残 高           | 11,336  | 998   | 7,696 | △588    | 19,442 |

|                     | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |                |              |                  |                   | 非支配株主<br>持 分 | 純資産合計  |
|---------------------|-----------------------|--------------|----------------|--------------|------------------|-------------------|--------------|--------|
|                     | その他有価証券<br>評価差額金      | 繰延ヘッジ<br>損 益 | 土地再評価<br>差 額 金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |              |        |
| 当 期 首 残 高           | 148                   | △33          | 13,360         | △926         | △704             | 11,844            | 1,257        | 31,765 |
| 当 期 変 動 額           |                       |              |                |              |                  |                   |              |        |
| 剰 余 金 の 配 当         | —                     | —            | —              | —            | —                | —                 | —            | △235   |
| 土地再評価差額金の取崩         | —                     | —            | △11            | —            | —                | △11               | —            | —      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | —                     | —            | —              | —            | —                | —                 | —            | 1,296  |
| 自 己 株 式 の 取 得       | —                     | —            | —              | —            | —                | —                 | —            | △293   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △73                   | △85          | 348            | △112         | △95              | △19               | 57           | 38     |
| 当 期 変 動 額 合 計       | △73                   | △85          | 336            | △112         | △95              | △30               | 57           | 805    |
| 当 期 末 残 高           | 74                    | △118         | 13,697         | △1,039       | △800             | 11,813            | 1,314        | 32,571 |

## 連結注記表

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は26社であり、主要な連結子会社は、新内外綿株式会社、敷島カンバス株式会社、株式会社シキボウサービス、株式会社マーメイドスポーツ、シキボウリネン株式会社、丸ホームテキスタイル株式会社、株式会社マーメイドアパレルおよび株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシアであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

関係会社1社(タイシキボウ株式会社)に対する投資について持分法を適用していません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社26社のうち、株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア、ジェイ・ピー・ボスコ株式会社、上海敷紡服飾有限公司、上海敷島家用紡織有限公司、湖州敷島福紡織品有限公司、敷島工業織物(無錫)有限公司、敷紡貿易(上海)有限公司および敷紡(香港)有限公司の事業年度の末日は12月31日、また、新内外綿株式会社および株式会社ナイガイテキスタイルの事業年度の末日は3月25日であります。連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの …………… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### ② デリバティブ …………… 時価法

###### ③ 棚卸資産

総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用していません。

なお、連結子会社については、主として移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用していません。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法を採用していません。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)および賃貸用店舗については、定額法を採用していません。

###### ② 無形固定資産(リース資産およびのれんを除く)

定額法を採用していません。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によります。

- ③ リース資産  
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
 リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用  
 定額法を採用しております。  
 なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
 主として、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金  
 主として、従業員（使用人兼務役員の使用人分を含む）に対して、支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
  - ③ 役員退職慰労引当金  
 一部の国内連結子会社については、役員の退任により支払う退職慰労金に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末日要支給見込額を計上しております。
  - ④ 修繕引当金  
 長期賃貸契約を締結している大規模商業施設等における将来の定期的な修繕に要する支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
  - ⑤ 年金資産消失損引当金  
 消失が見込まれる年金資産の金額のうち負担すべき割合を合理的に見積り、計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
  - ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - ② 数理計算上の差異、過去勤務費用および会計基準変更時差異の費用処理方法  
 会計基準変更時差異については、主として15年による定額法により費用処理しております。  
 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。  
 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。  
 未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
  - ① ヘッジ会計の方法  
 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- |                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| ヘッジ手段<br>為替予約<br>金利スワップ | ヘッジ対象<br>外貨建予定取引<br>借入金 |
|-------------------------|-------------------------|
- ③ ヘッジの方針  
為替レート変動によるリスクおよび有利子負債の金利変動に対するリスクをヘッジする目的で行っております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法  
ヘッジ手段とヘッジ対象について、それぞれの既に経過した期間におけるキャッシュ・フロー累計額を比較して有効性の判定を行っております。  
ただし、為替予約については、すべて将来の購入予定等に基づいており、外貨建予定取引の実行可能性が極めて高いため、有効性の判定を省略しております。  
また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。
- (6) のれんの償却に関する事項  
のれんは、原則として20年以内の効果が及ぶ期間で均等償却しております。ただし、金額的に重要性が乏しい場合には、発生年度に全額償却しております。
- (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 消費税等の会計処理  
消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
  - ② 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。

#### (会計方針の変更)

##### 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、  
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)  
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

#### (表示方法の変更)

##### 連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「技術指導料」は営業外収益の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。

前連結会計年度において、「営業外費用」に表示していた「出向者人件費」は営業外費用の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「営業外費用」の「雑支出」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「投資有価証券売却益」は特別利益の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。

前連結会計年度において、「特別利益」に表示していた「固定資産売却益」は特別利益の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「特別利益」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「特別損失」に表示していた「投資有価証券評価損」は特別損失の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

|            |           |
|------------|-----------|
| 担保に供している資産 |           |
| 土地         | 37,960百万円 |
| 建物等        | 10,898    |
| 預金(質権)     | 283       |
| 計          | 49,142    |
| うち工場財団     | (10,286)  |

担保に係る債務

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 金融機関からの借入金             | 14,195百万円 |
| 預り敷金・保証金(返済1年以内のものを含む) | 5,550     |
| 計                      | 19,745    |

なお、「預り敷金・保証金」は上記金額であります。金融商品会計基準の適用により、一部保証金については「長期前受収益」として認識しているため、連結貸借対照表の金額と一致しておりません。

また、対応する債務はありませんが、その他(投資その他の資産)140百万円を信用状開設等のために担保に差入っております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 56,986百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

3. 土地の再評価

当社および連結子会社である新内外綿株式会社において、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税基準とする税金に相当する金額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める「地方税法」(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

当社 平成12年3月31日

連結子会社1社 平成13年3月25日

再評価を行った土地の連結会計年度の末日における時価と再評価後の帳簿価額との差額

14,246百万円

|                  |        |
|------------------|--------|
| 4. 受取手形裏書譲渡高     | 23百万円  |
| 5. 受取手形割引高       | 52百万円  |
| 6. 受取手形流動化に伴う留保額 | 123百万円 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首    | 増加 | 減少 | 当連結会計年度期末    |
|-------|--------------|----|----|--------------|
| 普通株式  | 121,108,290株 | —  | —  | 121,108,290株 |

2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首  | 増加         | 減少  | 当連結会計年度期末  |
|-------|------------|------------|-----|------------|
| 普通株式  | 3,156,593株 | 2,307,965株 | 76株 | 5,464,482株 |

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 2,300,000株  
単元未満株式の買取請求による増加 7,965株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 76株

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 平成27年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 235百万円 | 2.0円     | 平成27年3月31日 | 平成27年6月29日 |

(2) 当連結会計年度の末日以降に行う予定の剰余金の配当に関する事項

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 平成28年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 346百万円 | 3.0円     | 平成28年3月31日 | 平成28年6月30日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引については、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替変動のリスクに晒されております。

有価証券は、譲渡性預金であり、市場価格の変動リスクはほとんどないと判断しております。また、投資有価証券は、余資運用および業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動等のリスクに晒されております。

営業債務である支払手形および買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されております。

借入金、社債およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は、決算日後、最長で6年後であります。変動金利の資金調達もあり、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部はデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門および経営管理部が連携し、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、契約先はいずれも信用度の高い国内の金融機関であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利の変動リスク）の管理

当社および一部の連結子会社は、外貨建て営業債権債務について、通貨別月に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、輸入に係る予定取引等により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権債務に対する先物為替予約を行っております。

また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップを利用しております。

有価証券および投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を見直しております。

デリバティブ取引については、各社共通の「リスク管理規定」を設け、その取引内容状況、リスク状況、損益の状況等の管理およびその執行を各社の経理部門で行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（(注2)参照）

|                         | 連結貸借<br>対 照 表<br>計 上 額<br>(百万円) | 時 価<br>(百万円) | 差 額<br>(百万円) |
|-------------------------|---------------------------------|--------------|--------------|
| (1) 現金及び預金              | 4,975                           | 4,975        | —            |
| (2) 受取手形及び売掛金           | 10,702                          |              |              |
| 貸倒引当金(※1)               | △29                             |              |              |
|                         | 10,673                          | 10,673       | —            |
| (3) 有価証券及び投資有価証券        |                                 |              |              |
| その他有価証券                 | 673                             | 673          | —            |
| 資 産 計                   | 16,321                          | 16,321       | —            |
| (1) 支払手形及び買掛金           | 4,933                           | 4,933        | —            |
| (2) 短期借入金               | 6,356                           | 6,356        | —            |
| (3) 社債(1年内償還社債含む)       | 4,050                           | 4,068        | 18           |
| (4) 長期借入金(1年内返済長期借入金含む) | 16,434                          | 16,179       | △255         |
| 負 債 計                   | 31,774                          | 31,358       | △236         |
| デリバティブ取引(※2)            | △172                            | △172         | —            |

(※1) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金 ならびに (2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格を時価としており、債券他は取引金融機関から提示された価格を時価としております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金 ならびに (2) 短期借入金  
これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 社債（1年内償還社債含む）  
当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (4) 長期借入金（1年内返済長期借入金含む）  
変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格等を時価としております。なお、ヘッジ会計が適用されているもののうち為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該受取手形及び売掛金ならびに支払手形及び買掛金の時価に含めて記載しております。（上記資産(2)および負債(1)参照）  
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。（上記負債(4)参照）

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分             | 連結貸借対照表計上額（百万円） |
|-----------------|-----------------|
| 非上場株式（※1）       | 562             |
| 敷金及び保証金（負債）（※2） | 5,735           |

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(※2) 保証金（負債）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、大阪府、兵庫県、高知県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産に関する当連結会計年度末の連結貸借対照表計上額および時価は、次のとおりであります。

|        | 連結貸借対照表計上額<br>（百万円） | 当連結会計年度末の時価<br>（百万円） |
|--------|---------------------|----------------------|
| 賃貸等不動産 | 33,350              | 30,044               |

(注) 1. 取得原価から減価償却累計額を控除しております。

2. 当連結会計年度末の時価は、以下によります。

主要な物件については、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 270円28銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 11円17銭  |

(重要な後発事象に関する注記)

株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成28年4月28日開催の取締役会において、新しい株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成28年6月29日開催予定の当社第203期定時株主総会（以下「本総会」という。）に付議することといたしました。

ただし、本制度は、平成28年4月28日付で公表しております「監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ」のとおり、監査等委員会設置会社への移行が、本総会で承認可決されることを前提にしております。

1. 役員報酬制度の見直しと本制度の導入目的

このたび、役員報酬制度見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および委任契約をしている執行役員（以下「取締役等」という。）を対象に、新たに本制度を導入することといたしました。

当社は、コーポレートガバナンス・コードのより一層の充実を図り、中長期的視野で取締役等の報酬と株主価値との連動性を高めることを目的として、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を付議することといたします。

なお、第3号議案「監査等委員である取締役以外の取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は5名となります。

2. 本制度の概要

本制度は、当社が信託に対して金銭を抛出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて当社の取締役等に対して、当社が定める役員報酬に係る役員株式給付規程に従って、各取締役等の役位に応じて当社株式を給付する株式報酬制度です。なお、当社の取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

【本信託の概要】

|            |                                                                                                                                      |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①名称        | : 役員向け株式給付信託                                                                                                                         |
| ②委託者       | : 当社                                                                                                                                 |
| ③受託者       | : 株式会社りそな銀行<br>(再信託受託者: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)                                                                                        |
| ④受益者       | : 取締役等のうち、受益者要件を満たす者                                                                                                                 |
| ⑤信託管理人     | : 当社と利害関係を有しない第三者                                                                                                                    |
| ⑥本信託契約の締結日 | : 平成28年8月8日(予定)                                                                                                                      |
| ⑦金銭を信託する日  | : 平成28年8月8日(予定)                                                                                                                      |
| ⑧信託の期間     | : 平成28年8月8日から平成33年7月末日(予定)                                                                                                           |
| ⑨信託の種類     | : 金銭信託以外の金銭の信託(指定運用)                                                                                                                 |
| ⑩抛出する金銭の上限 | : 金1億円                                                                                                                               |
| ⑪当社株式の取得方法 | : 当社の自己株処分による取得または株式市場からの取得                                                                                                          |
| ⑫議決権行使     | : 行使しないものとします。                                                                                                                       |
| ⑬残余財産      | : 当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、償却するまたは公益法人に寄付することを予定しています。金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または公益法人等に給付することを予定しております。 |

(追加情報)

法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.22%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度および平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.81%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.58%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債を控除した金額)は64百万円減少し、法人税等調整額が52百万円増加し、その他有価証券評価差額金が2百万円増加し、繰延ヘッジ損益が2百万円減少し、退職給付に係る調整累計額が12百万円減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債が373百万円減少し、土地再評価差額金が348百万円増加し、非支配株主持分が25百万円増加しております。

---

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部          |               |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>16,718</b> | <b>流動負債</b>      | <b>19,516</b> |
| 現金及び預金          | 2,479         | 支払手形             | 1,417         |
| 受取手形            | 1,453         | 買掛金              | 2,062         |
| 売掛金             | 5,394         | 短期借入金            | 6,240         |
| 有価証券            | 150           | 1年内返済予定の長期借入金    | 5,144         |
| 商品及び製品          | 3,698         | 1年内償還予定の社債       | 1,080         |
| 仕掛品             | 1,041         | リース債             | 96            |
| 原材料及び貯蔵品        | 294           | 未払金              | 249           |
| 前払費用            | 44            | 未払費用             | 189           |
| 繰延税金資産          | 208           | 未払法人税等           | 505           |
| 未収入金            | 648           | 未払消費税等           | 161           |
| 関係会社短期貸付金       | 1,341         | 前受り              | 155           |
| その他の            | 25            | 預り金              | 1,221         |
| 貸倒引当金           | △63           | C M S 預り金        | 40            |
| <b>固定資産</b>     | <b>64,035</b> | 1年内返還予定の預り保証金    | 425           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>45,744</b> | 賞与引当金            | 385           |
| 建物              | 10,415        | その他の             | 141           |
| 構築物             | 153           | <b>固定負債</b>      | <b>31,280</b> |
| 機械及び装置          | 533           | 社債               | 2,970         |
| 車両運搬具           | 5             | 長期借入金            | 10,988        |
| 工具、器具及び備品       | 46            | リース債             | 915           |
| 土地              | 33,514        | 再評価に係る繰延税金負債     | 5,957         |
| リース資産           | 968           | 退職給付引当金          | 4,479         |
| 建設仮勘定           | 106           | 修繕引当金            | 111           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>69</b>     | 長期預り敷金保証金        | 5,310         |
| ソフトウェア          | 48            | 長期前受り            | 160           |
| その他の            | 20            | その他の             | 388           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>18,221</b> | <b>負債合計</b>      | <b>50,796</b> |
| 投資有価証券          | 477           | 純資産の部            |               |
| 関係会社株式          | 13,706        | <b>株主資本</b>      | <b>17,338</b> |
| 出資              | 1             | 資本金              | 11,336        |
| 関係会社出資金         | 1,219         | 資本剰余金            | 998           |
| 関係会社長期貸付金       | 1,061         | 資本準備金            | 977           |
| 長期前払費用          | 81            | その他の資本剰余金        | 20            |
| 繰延税金資産          | 1,543         | <b>利益剰余金</b>     | <b>5,591</b>  |
| その他の            | 198           | 利益準備金            | 290           |
| 貸倒引当金           | △68           | その他の利益剰余金        | 5,301         |
| <b>資産合計</b>     | <b>80,753</b> | 繰越利益剰余金          | 5,301         |
|                 |               | <b>自己株式</b>      | △588          |
|                 |               | <b>評価・換算差額等</b>  | <b>12,618</b> |
|                 |               | その他有価証券評価差額金     | 43            |
|                 |               | 繰延ヘッジ損益          | △117          |
|                 |               | 土地再評価差額金         | 12,692        |
|                 |               | <b>純資産合計</b>     | <b>29,956</b> |
|                 |               | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>80,753</b> |

# 損 益 計 算 書 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目                   | 金 額 |        |
|-----------------------|-----|--------|
| 売 上 高                 |     | 29,709 |
| 売 上 原 価               |     | 24,480 |
| 売 上 総 利 益             |     | 5,228  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |     | 2,963  |
| 営 業 利 益               |     | 2,265  |
| 営 業 外 収 益             |     |        |
| 受 取 利 息               | 39  |        |
| 受 取 配 当 金             | 143 |        |
| 雑 収 入                 | 163 | 346    |
| 営 業 外 費 用             |     |        |
| 支 払 利 息               | 367 |        |
| 社 債 利 息               | 21  |        |
| 出 向 者 人 件 費           | 283 |        |
| 雑 支 出                 | 293 | 967    |
| 経 常 利 益               |     | 1,643  |
| 特 別 利 益               |     |        |
| 補 助 金 収 入             | 95  |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 15  | 110    |
| 特 別 損 失               |     |        |
| 固 定 資 産 圧 縮 損         | 80  |        |
| 固 定 資 産 処 分 損         | 23  |        |
| 関 係 会 社 出 資 金 評 価 損   | 85  |        |
| た な 卸 資 産 処 分 損       | 42  |        |
| 減 損 損 失 他             | 82  |        |
| そ の 他                 | 11  | 326    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |     | 1,428  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 429 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 192 | 622    |
| 当 期 純 利 益             |     | 805    |

## 株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

|                                 | 株 主 資 本 |       |              |              |       |                             |              |        | 自己株式   | 株主資本計<br>合 計 |
|---------------------------------|---------|-------|--------------|--------------|-------|-----------------------------|--------------|--------|--------|--------------|
|                                 | 資本金     | 資本剰余金 |              |              | 利益剰余金 |                             |              | 利益剰余金計 |        |              |
|                                 |         | 資本準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |        |        |              |
| 当 期 首 残 高                       | 11,336  | 977   | 20           | 998          | 266   | 4,743                       | 5,010        | △294   | 17,050 |              |
| 当 期 変 動 額                       |         |       |              |              |       |                             |              |        |        |              |
| 剰余金の配当                          | —       | —     | —            | —            | —     | △235                        | △235         | —      | △235   |              |
| 土地再評価差額金の取崩                     | —       | —     | —            | —            | —     | 11                          | 11           | —      | 11     |              |
| 利益準備金の積立                        | —       | —     | —            | —            | 23    | △23                         | —            | —      | —      |              |
| 当 期 純 利 益                       | —       | —     | —            | —            | —     | 805                         | 805          | —      | 805    |              |
| 自己株式の取得                         | —       | —     | —            | —            | —     | —                           | —            | △293   | △293   |              |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の<br>変動額(純額) | —       | —     | —            | —            | —     | —                           | —            | —      | —      |              |
| 当期変動額合計                         | —       | —     | —            | —            | 23    | 557                         | 581          | △293   | 288    |              |
| 当 期 末 残 高                       | 11,336  | 977   | 20           | 998          | 290   | 5,301                       | 5,591        | △588   | 17,338 |              |

|                                 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |         |                    |                        | 純資産合計  |
|---------------------------------|------------------|---------|--------------------|------------------------|--------|
|                                 | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |        |
| 当 期 首 残 高                       | 122              | △33     | 12,383             | 12,472                 | 29,522 |
| 当 期 変 動 額                       |                  |         |                    |                        |        |
| 剰余金の配当                          | —                | —       | —                  | —                      | △235   |
| 土地再評価差額金の取崩                     | —                | —       | △11                | △11                    | —      |
| 利益準備金の積立                        | —                | —       | —                  | —                      | —      |
| 当 期 純 利 益                       | —                | —       | —                  | —                      | 805    |
| 自己株式の取得                         | —                | —       | —                  | —                      | △293   |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の<br>変動額(純額) | △79              | △83     | 319                | 157                    | 157    |
| 当期変動額合計                         | △79              | △83     | 308                | 146                    | 434    |
| 当 期 末 残 高                       | 43               | △117    | 12,692             | 12,618                 | 29,956 |

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項)

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券

① 子会社株式および関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

時価のあるもの …………… 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### (2) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

##### (3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）および賃貸用店舗については定額法によっております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。

##### (4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 …………… 従業員（使用人兼務役員の使用人分を含む）に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(4) 修繕引当金 …………… 長期賃貸契約を締結している大規模商業施設における将来の定期的な修繕に要する支出に備えるため、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) ヘッジ会計の方法

###### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

###### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

| ヘッジ手段  | ヘッジ対象   |
|--------|---------|
| 為替予約   | 外貨建予定取引 |
| 金利スワップ | 借入金     |

###### ③ ヘッジの方針

為替レート変動によるリスクおよび有利子負債の金利変動に対するリスクをヘッジする目的で行っております。

###### ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象について、それぞれの既に経過した期間におけるキャッシュ・フロー累計額を比較して有効性の判定を行っております。

ただし、為替予約については、すべて将来の購入予定等に基づいており、外貨建予定取引の実行可能性が極めて高いため、有効性の判定を省略しております。

また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

##### (2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

##### (3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

##### (4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

#### (会計方針の変更)

##### 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

|        |           |
|--------|-----------|
| 土地     | 32,005百万円 |
| 建物等    | 9,966     |
| 預金(質権) | 283       |

計 42,255  
うち工場財団 (5,180)

担保に係る債務

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 金融機関からの借入金             | 13,966百万円 |
| 預り敷金・保証金(返済1年以内のものを含む) | 5,550     |

計 19,516

なお、「預り敷金・保証金」は上記金額であります。金融商品会計基準の適用により、一部保証金については「長期前受収益」として認識しているため、貸借対照表の金額と一致していません。

また、対応する債務はありませんが、その他(投資その他の資産)10百万円を信用状開設等のために担保に差入れています。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 33,712百万円

3. 保証債務

下記の会社の借入金および営業取引に対し債務保証を行っております。

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| 株式会社マーメイドスポーツ                | 168百万円 |
| 株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア | 22     |

(203千米ドル)

計 191

4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

|            |          |
|------------|----------|
| (1) 短期金銭債権 | 2,346百万円 |
| (2) 短期金銭債務 | 1,678百万円 |
| (3) 長期金銭債務 | 24百万円    |

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税基準とする税金に相当する金額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める「地方税法」(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

平成12年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

12,735百万円

6. 受取手形流動化に伴う留保額 123百万円

(損益計算書に関する注記)

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 関係会社との取引高       |          |
| 営業取引による取引高      |          |
| 売上高             | 7,189百万円 |
| 仕入高             | 5,657百万円 |
| その他             | 373百万円   |
| 営業取引以外の取引による取引高 |          |
| 営業外収益           | 234百万円   |
| 営業外費用           | 261百万円   |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

| 株式の種類 | 当事業年度期首    | 増加         | 減少  | 当事業年度期末    |
|-------|------------|------------|-----|------------|
| 普通株式  | 3,156,593株 | 2,307,965株 | 76株 | 5,464,482株 |

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 取締役会決議による自己株式の取得による増加 | 2,300,000株 |
| 単元未満株式の買取請求による増加      | 7,965株     |

減少数の内訳は、次のとおりであります。

|                  |     |
|------------------|-----|
| 単元未満株式の買増請求による減少 | 76株 |
|------------------|-----|

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の主な発生原因別内訳

(繰延税金資産)

|           |        |
|-----------|--------|
| 賞与引当金否認   | 118百万円 |
| 退職給付引当金否認 | 1,369  |
| 有価証券評価損   | 1,173  |
| その他       | 496    |
| 繰延税金資産小計  | 3,158  |
| 評価性引当額    | 1,383  |
| 繰延税金資産合計  | 1,775  |

(繰延税金負債)

|              |       |
|--------------|-------|
| その他有価証券評価差額金 | 23百万円 |
| 繰延税金負債合計     | 23    |

繰延税金資産の純額 1,752

(再評価に係る繰延税金負債)

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 土地再評価差額金(損)     | 254百万円 |
| 評価性引当額          | △254   |
| 土地再評価差額金(益)     | 5,957  |
| 再評価に係る繰延税金負債の純額 | 5,957  |

(関連当事者に関する注記)

子会社等

| 種類  | 会社等の名称        | 関係内容       |             | 取引の内容       | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|---------------|------------|-------------|-------------|---------------|-------|---------------|
|     |               | 役員の<br>兼任等 | 事業上の<br>関係  |             |               |       |               |
| 子会社 | 敷島カンバス株式会社    | あり         | 当社製品の<br>販売 | 当社製品の販売(※1) | 5,348         | 売掛金   | 1,262         |
| 子会社 | 株式会社マーメイドスポーツ | あり         | —           | 資金の貸付(※2)   | —             | 長期貸付金 | 1,049         |
| 子会社 | シキボウリネン株式会社   | あり         | —           | 配当金の受取(※3)  | 55            | —     | —             |
| 子会社 | 株式会社シキボウ江南    | あり         | 当社製品の<br>加工 | 担保の受入(※4)   | 3,972         | —     | —             |
| 子会社 | 株式会社シキボウ堺     | あり         | 当社製品の<br>加工 | 担保の受入(※4)   | 4,906         | —     | —             |

- (注) 1. 上記の4子会社の議決権は、いずれも当社が100%直接所有しております。  
2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
3. 取引条件および取引条件の決定方針等  
(※1) 一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。  
(※2) 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、担保の受入はありません。  
(※3) 配当金の受取については、経営環境や業績動向を勘案して、収益、財務状況及び資金の運用状況に応じ、合理的に決定しております。  
(※4) 担保の受入は、当社の金融機関からの借入に対して、子会社から担保が提供されているものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 259円5銭  
1株当たり当期純利益 6円95銭

(重要な後発事象に関する注記)

株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成28年4月28日開催の取締役会において、新しい株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成28年6月29日開催予定の当社第203期定時株主総会(以下「本総会」という。)に付議することといたしました。

ただし、本制度は、平成28年4月28日付で公表しております「監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ」とおおり、監査等委員会設置会社への移行が、本総会で承認可決されることを前提にしております。

詳細は連結注記表の「(重要な後発事象に関する注記)」に記載のとおりであります。

(追加情報)

法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.22%から平成28年4月1日に開始する事業年度および平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.81%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.58%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）は91百万円減少し、法人税等調整額が90百万円増加し、その他有価証券評価差額金が1百万円増加し、繰延ヘッジ損益は2百万円減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債が319百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

---

(注) 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5月16日

シキボウ株式会社  
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

|                   |       |           |
|-------------------|-------|-----------|
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小 林 伸 行 ⑩ |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 岡 本 徹 ⑩   |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 川 越 宗 一 ⑩ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シキボウ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シキボウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5月16日

シキボウ株式会社  
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

|                   |       |           |
|-------------------|-------|-----------|
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小 林 伸 行 ⑩ |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 岡 本 徹 ⑩   |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 川 越 宗 一 ⑩ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シキボウ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第203期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第203期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 5月20日

シキボウ株式会社 監査役会

|            |           |
|------------|-----------|
| 常勤監査役      | 池 永 雅 幸 ⑩ |
| 監査役（社外監査役） | 畑 守 人 ⑩   |
| 監査役（社外監査役） | 高 橋 邦 夫 ⑩ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

第203期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は346,931,424円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」という。)が平成27年5月1日に施行され、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監督機能の強化による一層のコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へと移行したく、当該移行のために、所要の変更を行うものであります(変更案第4条ならびに第4章、第5章(現行定款第5章の削除を含む)および附則の規定)。
- (2) 改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、所要の変更を行うものであります(変更案第28条第2項)。なお、当該定款変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議によって行うことができるよう、第33条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。
- (4) その他上記の各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第12条 (省略)</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>(削除)</li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> <li>3. <u>会計監査人</u></li> </ol> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第11条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 当社の定時総会は毎決算期の翌日から3カ月以内に招集し、臨時総会は必要がある場合に随時招集する。</p> <p>2 総会は、法令に特に定められた場合を除いては、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、取締役社長に事故があるときは、別に取締役会が定める順位によって他の取締役が招集する。</p> <p>第14条～第15条 (省略)</p> <p>(議 長)</p> <p>第16条 総会の議長は、取締役社長がこれに当たり、取締役社長に事故があるときは、別に取締役会が定める順位によって他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(決議の要件)</p> <p>第17条 総会の決議は、法令またはこの定款に特に定められた場合を除いては、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は毎決算期の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時招集する。</p> <p>2 株主総会は、法令に特に定められた場合を除いては、取締役会の決議によって代表取締役(複数の場合には、あらかじめ取締役会において定めた順序により先順位の代表取締役とする。)が招集し、代表取締役に事故があるときは、別に取締役会が定める順位によって他の取締役が招集する。</p> <p>第13条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(議 長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、代表取締役(複数の場合には、あらかじめ取締役会において定めた順序により先順位の代表取締役とする。)がこれに当たり、代表取締役に事故があるときは、別に取締役会が定める順位によって他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(決議の要件)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に特に定められた場合を除いては、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第18条～第19条 (省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)<br/>第20条 当社の取締役は、25名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任)<br/>第21条 取締役は、株主総会で選任する。</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>(任期)<br/>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補欠によって選任された取締役の任期は、前任取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(新設)</p> | <p>第17条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)<br/>第19条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役は25名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</p> <p>(選任)<br/>第20条 取締役の選任は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して行う。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(任期)<br/>第21条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 (省略)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第24条 (省略)</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第25条 <u>取締役会は、法令またはこの定款に特に定められた場合のほか、重要な業務執行を決定する。</u></p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に特に定められた場合を除いては、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、別に取締役会が定める順位によって他の取締役がこれに代わる。</u></p> | <p>3 <u>補欠によって選任された監査等委員である取締役の任期は、前任の監査等委員である取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役の中から、会長および社長各1名ならびに副社長、専務および常務各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に特に定められた場合を除いては、<u>代表取締役(複数の場合には、あらかじめ取締役会において定めた順序により先順位の代表取締役とする。)</u>が招集し、その議長となる。<u>代表取締役に事故があるときは、別に取締役会が定める順位によって他の取締役がこれに代わる。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)<br/> <u>第27条</u> 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対して会日から3日前までに通知を出す。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</p> <p><u>第28条</u> (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の責任免除)<br/> <u>第29条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令が規定する限度額の範囲内で免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | <p>(取締役会の招集通知)<br/> <u>第25条</u> 取締役会を招集するときは、各取締役に対して会日から3日前までに通知を出す。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</p> <p><u>第26条</u> (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)<br/> <u>第27条</u> <u>取締役会の決議により、重要な業務執行(法令が定めるところを除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の責任免除)<br/> <u>第28条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令が規定する限度額の範囲内で免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役であるものを除く。)</u>との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)<br/> <u>第30条</u> 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選 任)<br/> <u>第31条</u> 監査役は、株主総会で選任する。<br/> 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)<br/> <u>第32条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補欠によって選任された監査役の任期は、前任監査役の残任期間と同一とする。</p> <p>(監査役会の招集通知)<br/> <u>第33条</u> 監査役会を招集するときは、各監査役に対して会日から3日前までに通知を出す。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</p> | <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)<br/>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                        | 変更案         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <p>(監査役会の決議の要件)</p> <p>第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                             | <p>(削除)</p> |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令が規定する限度額の範囲内で免除することができる。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>                       | <p>(削除)</p> |

| 現行定款                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u><br/> <u>第29条 監査等委員会は、その決議によ</u><br/> <u>って常勤の監査等委員若干名を</u><br/> <u>選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u><br/> <u>第30条 監査等委員会を招集するときは、</u><br/> <u>各監査等委員に対して会日から</u><br/> <u>3日前までに通知を出す。ただ</u><br/> <u>し、緊急の場合には、これを短</u><br/> <u>縮することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議の要件)</u><br/> <u>第31条 監査等委員会の決議は、監査等</u><br/> <u>委員の過半数が出席し、その議</u><br/> <u>決権の過半数をもって行う。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第<u>36</u>条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>37</u>条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第<u>38</u>条 当社は、取締役会の決議によ<br/>って、毎年9月30日を基準日と<br/>して中間配当をすることができる。<br/>る。</p> <p>第<u>39</u>条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第<u>32</u>条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第<u>33</u>条 当社は、剰余金の配当等会社<br/>法第459条第1項各号に掲げる事<br/>項については、法令に別段の定<br/>めがある場合を除き、取締役会<br/>の決議によって定めることがで<br/>きる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>34</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">2 当社の中間配当の基準日は、<br/>毎年9月30日とする。</p> <p>(削除)</p> <p>第<u>35</u>条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項<br/>の規定により、第203期定時株主<br/>総会において決議された定款一<br/>部変更の効力が生ずる前の任務<br/>を怠ったことによる監査役(監<br/>査役であった者を含む。)の会社<br/>法第423条第1項の損害賠償責任<br/>について、取締役会の決議によ<br/>って、法令が規定する限度額の<br/>範囲内で免除することができる。</p> |

### 第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決および効力発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、取締役8名（全員）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役以外の取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                 | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                 | 所 有 する<br>当社株式の数 |
|-----------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 1         | の う じ ょ う た け お<br>能 條 武 夫<br>(昭和25年12月28日) | 昭和48年4月 当社入社<br>平成16年6月 執行役員<br>平成19年6月 取締役<br>平成21年6月 常務取締役<br>平成24年6月 代表取締役社長<br>平成27年6月 代表取締役社長社長執行役員<br>(現任)                                                               | 197,000株         |
| 2         | せ じ ま ゆ う じ<br>瀬 島 雄 二<br>(昭和26年7月11日)      | 昭和50年4月 当社入社<br>平成16年9月 執行役員<br>平成21年6月 取締役<br>平成24年6月 常務取締役繊維部門長<br>平成27年6月 取締役常務執行役員繊維部門<br>長<br>平成27年7月 取締役常務執行役員繊維部門<br>長兼戦略素材企画推進室長<br>(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>タイシキボウ(株)取締役 | 114,000株         |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)        | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                    | 所 有 する<br>当社株式の数 |
|-----------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 3         | つかもと まさゆき<br>塚本正之<br>(昭和27年12月19日) | 昭和51年4月 敷島カンバス㈱入社<br>平成2年10月 合併により当社入社<br>平成20年6月 執行役員<br>平成23年6月 取締役<br>平成27年4月 取締役産業資材部門長兼産業<br>資材部門総括部長<br>平成27年6月 取締役常務執行役員産業資材<br>部門長兼産業資材部門総括部<br>長(現任)     | 97,000株          |
| 4         | おおもり よしゆき<br>大森良行<br>(昭和31年6月5日)   | 昭和54年4月 敷島カンバス㈱入社<br>平成2年10月 合併により当社入社<br>平成22年6月 執行役員<br>平成24年6月 取締役<br>平成26年4月 取締役中央研究所担当、機能<br>材料部門複合材料部長<br>平成27年6月 取締役上席執行役員中央研究<br>所担当、機能材料部門複合材<br>料部長(現任) | 77,000株          |
| 5         | きよはら みきお<br>清原幹夫<br>(昭和34年8月13日)   | 昭和58年4月 当社入社<br>平成20年4月 ㈱マーメイドテキスタイルイ<br>ンダストリーインドネシア代<br>表取締役社長<br>平成23年6月 執行役員経営管理部長<br>平成24年6月 取締役総務部担当、経営管理<br>部長<br>平成27年6月 取締役上席執行役員総務部担<br>当、経営管理部長(現任)    | 84,000株          |

(注) 上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決および効力発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、監査役3名（全員）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | むらかみ よしかず<br>邨 上 義 一<br>(昭和27年5月28日) | 昭和51年4月 ㈱大和銀行（現㈱りそな銀行）入行<br>平成16年3月 同行執行役退任<br>平成16年6月 当社取締役<br>平成20年6月 常務取締役<br>平成24年6月 常務取締役経営管理部管掌、機能材料部門長兼同部門総括部長<br>平成27年6月 取締役常務執行役員経営管理部管掌、機能材料部門長兼同部門総括部長（現任）                | 133,000株       |
| 2     | さとう よしひこ<br>佐 藤 嘉 彦<br>(昭和21年5月5日)   | 昭和44年3月 中外炉工業㈱ 入社<br>平成10年4月 同社東京支社副支社長<br>平成11年6月 同社取締役東京支社長<br>平成13年1月 同社取締役営業統括東京支社長<br>平成14年4月 同社常務取締役営業統括東京支社長<br>平成18年4月 同社代表取締役社長<br>平成25年6月 同社相談役（現任）<br>平成27年6月 当社社外取締役（現任） | 0株             |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)               | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                  | 所 有 する<br>当社株式の数 |
|-----------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 3         | は た も り と<br>畑 守 人<br>(昭和21年7月24日)        | 昭和47年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)<br>平成11年4月 大阪弁護士会副会長(平成12<br>年3月まで)<br>平成14年6月 当社社外監査役(現任)<br>平成21年4月 日本弁護士連合会副会長、大<br>阪弁護士会会長(平成22年3<br>月まで)<br>(重要な兼職の状況)<br>竹林・畑・中川・福島法律事務所 弁護士、<br>パイン㈱監査役、ピンズ㈱監査役、学校法人<br>兵庫医科大学理事、評議員                               | 0株               |
| 4         | ひ ら お か み つ あ き<br>平 岡 三 明<br>(昭和32年2月4日) | 昭和54年4月 ㈱大和銀行(現㈱りそな銀行)<br>入行<br>平成20年4月 ㈱埼玉りそな銀行執行役員<br>埼玉東地域営業本部長<br>平成22年6月 ㈱近畿大阪銀行常勤監査役<br>平成24年6月 日本トラスティ・サービス信<br>託銀行㈱常勤監査役<br>平成25年6月 ㈱森組取締役専務執行役員<br>経営企画統括<br>平成27年4月 同社代表取締役専務執行役員<br>経営企画統括(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>㈱森組代表取締役専務執行役員経営企画統括 | 0株               |

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤嘉彦氏、畑 守人氏および平岡三明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 佐藤嘉彦氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、これらの知見、経験を当社の経営に活かしていただきため、選任をお願いするものであります。同氏は現に当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時を持って1年となります。
4. 畑 守人氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として専門的な知見および豊富な経験と幅広い知見を有しており、これらの知見、経験を当社の経営に活かしていただくため、選任をお願いするものであります。同氏は現に当社社監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって14年となります。
5. 平岡三明氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者として専門的な知見および豊富な経験と幅広い知見を有しており、これらの知見、経験を当社の経営に活かしていただくため、選任をお願いするものであります。
6. 当社は、佐藤嘉彦氏および畑 守人氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、両氏が監査等委員である取締役就任した場合、同様の契約を締結する予

定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

また、邨上義一氏および平岡三明氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同様の契約を締結する予定であります。

#### **第5号議案 監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額設定の件**

当社の取締役の報酬等の額は、平成2年6月28日開催の第177期定時株主総会において月額3,000万円以内とご承認いただき今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決および効力発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額について、経済情勢および諸般の事情を考慮いたしまして、同額の月額3,000万円以内に設定し、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることをお願いするものであります。

なお、報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は8名であり、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役以外の取締役5名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役以外の取締役は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

#### **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決および効力発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額について、経済情勢および諸般の事情を考慮いたしまして、月額500万円以内に設定し、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることをお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

## 第7号議案 役員向け株式報酬制度の導入に関する件

### 1. 役員報酬制度の見直しと本制度の導入目的

このたび、役員報酬制度見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および委任契約をしている執行役員（以下「取締役等」という。）を対象に、新たに本制度の導入をお願いするものであります。

当社は、コーポレートガバナンス・コードのより一層の充実を図り、中長期的視野で取締役等の報酬と株主価値との連動性を高めることを目的として、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本総会に付議することといたします。

なお、第3号議案「監査等委員である取締役以外の取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は5名となります。

### 2. 本制度の概要

本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて当社の取締役等に対して、当社が定める役員報酬に係る役員株式給付規程に従って、各取締役等の役位に応じて当社株式を給付する株式報酬制度です。なお、当社の取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

#### 【本信託の概要】

- |            |   |                                            |
|------------|---|--------------------------------------------|
| ①名称        | : | 役員向け株式給付信託                                 |
| ②委託者       | : | 当社                                         |
| ③受託者       | : | 株式会社りそな銀行<br>(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) |
| ④受益者       | : | 取締役等のうち、受益者要件を満たす者                         |
| ⑤信託管理人     | : | 当社と利害関係を有しない第三者                            |
| ⑥本信託契約の締結日 | : | 平成28年8月8日（予定）                              |
| ⑦金銭を信託する日  | : | 平成28年8月8日（予定）                              |
| ⑧信託の期間     | : | 平成28年8月8日から平成33年7月末日（予定）                   |
| ⑨信託の種類     | : | 金銭信託以外の金銭の信託（指定運用）                         |
| ⑩拠出する金銭の上限 | : | 金1億円                                       |

- ⑪当社株式の取得方法 : 当社の自己株処分による取得または株式市場からの取得
- ⑫議決権行使 : 行使しないものとします。
- ⑬残余財産 : 当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、消却するまたは公益法人に寄付することを予定しています。金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または公益法人等に寄付することを予定しています。

以 上

## 株主総会会場ご案内図



### [会 場]

大阪市中央区備後町三丁目2番6号 敷島ビル7階ホール

### [交 通]

地下鉄御堂筋線

本町駅下車

● 1、3番出入口から徒歩約3分

地下鉄堺筋線

堺筋本町駅下車

○ 16、17番出入口から徒歩約5分

証券コード 3109  
平成28年6月7日

株 主 各 位

大阪府中央区備後町三丁目2番6号  
**シキボウ株式会社**  
取締役社長 能 條 武 夫

「第203期定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

同封いたしております「第203期定時株主総会招集ご通知」の記載内容に一部訂正すべき事項がございましたので、ここに深くお詫び申し上げますとともに下記のとおり訂正させていただきます。

記

【訂正箇所1】（下線部が訂正箇所であります）

招集ご通知15ページ

（添付書類）事業報告 II 会社の現況 3. 会社役員の状態 (4) 社外役員に関する事項

| 訂正前                                                                                                                          | 訂正後                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ③ 社外監査役 高橋邦夫<br>イ. 当事業年度における主な活動状況<br>取締役会には17回に出席し、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、 <u>必要に応じて弁護士としての専門的見地から意見を述べております。</u><br>(以下略) | ③ 社外監査役 高橋邦夫<br>イ. 当事業年度における主な活動状況<br>取締役会には17回に出席し、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、 <u>必要に応じ社外の立場から意見を述べております。</u><br>(以下略) |

【訂正箇所2】（下線部が訂正箇所であります）

招集ご通知60ページ

株主総会参考書類 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役候補者番号3 畑 守人の「略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）」の欄

| 訂正前                                                                               | 訂正後                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| （重要な兼職の状況）<br>竹林・畑・中川・福島法律事務所<br>弁護士、 <u>パイン(株)監査役、ビンズ(株)監査役、学校法人兵庫医科大学理事、評議員</u> | （重要な兼職の状況）<br>竹林・畑・中川・福島法律事務所<br>弁護士、 <u>パイン(株)監査役、ビンズ(株)監査役、学校法人兵庫医科大学理事、評議員、(株)ワキタ社外取締役</u> |

【訂正箇所3】(下線部が訂正箇所であります)

招集ご通知60ページ

株主総会参考書類 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 注記の3の欄

| 訂正前                                                                                                                | 訂正後                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (注) 3. 佐藤嘉彦氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、これらの知見、経験を当社の経営に活かして <u>いただきため</u> 、選任をお願いするものであります。<br>(以下略) | (注) 3. 佐藤嘉彦氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、これらの知見、経験を当社の経営に活かして <u>いただくため</u> 、選任をお願いするものであります。<br>(以下略) |

以上